

第15回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年7月28日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時55分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地証明願出について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約について
(4) 農地の現状変更届出について
(5) 名取市農業委員会委員の欠員に伴う補充について
5. 出席委員(27人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
 4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典
 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉
 11番 西山 剛 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博
 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第15回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第15回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員13名、計27名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

3番 洞口 ゆかり 委員 4番 武田 由美子 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

第2班代表委員の入間川昭一です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年7月28日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島笠島字西台79番3、地目は登記・現況共に畑です。登記面積は340㎡、転用目的は、分家住宅建設、譲渡人・譲受人については、総会資料のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は、使用貸借権設定で、許可日より永年です。専用住宅1棟2階建、建築面積は、84.46㎡です。

位置図、公図につきましては、総会資料の2ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料の1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、主要地方道仙台岩沼線沿いで道祖神社から南へ約50メートルに位置し、勾配のある道路に面しています。親子間の分家住宅建設による農地転用です。計画地では切土や盛土は行わない、汚水は、浄化槽で処理することから、土砂流出は無く、周辺農地への影響はないものと思われま

す。続きまして番号2、大字・字・地番は、下増田字耕谷407番5、地目は登記畑、現況は雑種地です。登記面積は15㎡、転用目的は、駐車場整備、譲渡人・譲受人については、総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は駐車場1台分、親子間の贈与です。追認事案であり、始末書を提出いただいております。

位置図・公図につきましては、総会資料3ページをご覧ください。土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は、仙台東部道路名取中央スマートインターチェンジ東側出口から市道沿いに東に進み、名取市消防団下増田分団第三部ポンプ倉庫団員詰所の西隣りです。今議案は、平成26年に市道拡幅事業へ協力し、代わりの駐車場として整備したものです。これに関連して後から議案第3号でも詳しく説明いたしますが、申請地の北側には古くから祠が建っており、転用手続きが必要な農地とは気づかなかつたと深く反省しており、始末書も提出されていることから、追認は止むを得ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第1号1番から2番につきましては、7月26日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番は、分家住宅建設、2番は駐車場整備による農地転用で、いずれも周辺農地への影響はないと思われま

す。○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等

はございませんか。○ 9番（大内繁徳委員）

議案第1号2番につきましては、祠が建っていたとのことですが、駐車場の奥に建っていたということなのでしょうか。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

祠が建っていた場所等につきましては、このあとの議案第3号「非農地証明願出について」の中で詳しく説明いたします。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年7月28日提出。

番号1、大字・字・地番は、増田字猫塚280番1、地目は登記・現況共に田、登記面積1,508㎡、愛島北目字大名160番1、地目は登記・現況共に田、登記面積1,913㎡、合計3,421㎡です。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人につきましては総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は54a、世帯人・労力人につきましては、世帯員5人、労力人3人です。備考として、後継者への贈与です。

位置図・公図については、総会資料6ページ及び7ページをご覧ください。前段の申請地は、イオンモール名取の南側、増田川の南側に位置し、仙台東部道路の西側にある水田です。大区画圃場整備地区が完了している地区です。現地調査時にはきれいに大豆が栽培されておりました。後段の申請地は、市道小豆島北目原線を南進し、北目原橋の西側に200mほど進んだところにある水田です。大区画圃場整備の中にある水田で、きれいに水稻が作付けられていました。

続きまして番号2、大字・字・地番は、上余田字吉原305番、地目は登記・現況共に田、登記面積は1,039㎡、権利種別は贈与、譲渡人・譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は235a、世帯人・労力人については、世帯員8人、労力人3人です。備考として、後継者への贈与です。

位置図・公図は総会資料8ページのとおりです。申請地は、仙台市との市境付近で、国道4号線バイパス沿いケーズデンキ仙台南店の東側から300m入ったところにある水田です。

続きまして番号3、大字・字・地番は、愛島北目字上原31番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は433㎡、権利種別は売買、譲渡人・譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は248a、世帯員2人、労力人2人です。備考として、売買で

10aあたり230,946円、総額100,000円です。

位置図・公図については総会資料9ページのとおりです。申請地は、市道小豆島北目原線の岩沼市との市境付近で、譲受人の自宅に隣接することから、譲渡人は以前から譲受人に活用してほしいと依頼し、この度の申請となりました。

続きまして番号4、大字・字・地番は、愛島北目字稔田159番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は982㎡、愛島北目字稔田160番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は375㎡。愛島北目字道六神13番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積517㎡、合計1,874㎡です。権利種別は賃借権設定、借付人・借受人については総会資料のとおりです。借受人の経営面積は、64a、世帯人・労力人については、世帯員2人、労力人2人です。備考として、賃借権設定で、許可日より5年間、10aあたり8,004円、総額15,000円です。

位置図・公図は総会資料10ページ及び11ページのとおりです。申請地の愛島北目稔田159番1及び160番1は、主要地方道仙台岩沼線を岩沼方面へ南進し、渡辺ホームガーデンの南側へ50mほどのところに位置します。貸付人と借受人の農地は隣接しており、稔田159番1には3棟、稔田160番1には1棟のビニールハウスが建てられ、夏野菜が栽培されていました。愛島北目字道六神13番1については、主要地方道仙台岩沼線の西側の山際に位置する畑で、こちらも貸付人と借受人の農地は隣接しており、きれいに耕耘されておりました。

議案第2号1番から4番につきましては、7月26日の担任委員会で、現地調査を行いました。1番、2番は後継者への贈与であります。3番は譲受人本人から、4番は貸付人及び借受人の双方より、実情を聴取いたしました。審査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第2号1番から4番につきましては、7月26日の担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番と2番は贈与、3番は農地の近隣耕作者への売買、4番は賃借権設定です。いずれも耕作状況を確認したところ、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今両委員からご説明いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「非農地証明願出について」を議案といたします。それでは、入間川昭一代表委員より説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（入間川昭一委員）

議案第3号「非農地証明願出について」、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和4年7月28日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字耕谷407番3、地目は登記畑・現況宅地、登記面積は51㎡、願出人住所・氏名については、総会資料のとおりです。備考として現地には、昭和20年頃より祠が設置されており、改正農地調整法施行（昭和21年11月22日施行）以前から非農地であったことから、同法の適用は受けないと認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。第三者からの申出書を提出いただいています。

位置図・公図は、総会資料13ページをご覧ください。議案第1号2番に関連するものです。願出地には馬頭観音を祀った祠が建てられ、毎年8月6日には供養をしていると、願出人から説明を受けました。

議案第3号1番につきましては、7月26日の担任委員会で現地調査を行い、願出人からの実情聴取の際、現地には昭和20年頃には祠が設置されており、昭和21年の改正農地調整法の施行以前から非農地であったとの説明がありました。また第三者からの申出書の提出を受けていることから、同法の適用は受けないと認められます。よって、非農地証明を発行することは、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第3号1番につきましては、7月26日の担任委員会の現地調査に同行し、実情を聴取したところ、農地としての利用は困難であることから、非農地証明を発行することに問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今両委員からご説明いただきました。この案件についてはご質問ございませんか。

○ 10番（布田順一委員）

議案第1号2番の下増田字耕谷407番5は、駐車場整備のために407番3から分筆した土地なのでしょうか。議案第1号2番では、407番3から分筆した407番5を農地として判断し転用を認め、議案第3号では分筆の元となった407番3を非農地として認めるということでは、整合性がとれないのではないのでしょうか。407番5についても非農地証明の申請が妥当だったのではないのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただ今のご質問についてお答えします。まず、土地の経緯について詳しく説明します。407番3は、平成19年に登記・現況共に畑であった407番1から分筆されました。分筆後、407番1には分家住宅建設のための農地法第5条による農地転用申請が出され、平成19年に許可が下りました。407番3と407番5については、平成19年当時は一筆の土地で、現況として祠が建っていました。407番5も、非農地証明書申請として議案を提出すべきだったのではないかとのご指摘ですが、407番5は、祠の敷地であった407番3から分筆を行い、駐車場用地として使用しており、取り扱いについて宮城県へ相談したところ、407番3は、昭和20年以前から祠が建っていたのであれば非農地証明申請として、407番5については、非農地証明を受ける前に舗装して使用していることから、非農地証明申請ではなく、農地法第5条による転用申請を行うようにとの指導があったため、この度の議案となりました。

○ 10番（布田順一委員）

分家住宅を建てるために平成19年に407番1から407番3を、今回の駐車場のため、407番3から407番5を分筆したことは分かりました。407番5については、分筆直後は現況農地であったと判断でよろしいでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

407番5は、現況が祠の敷地のままであれば、非農地証明で対応することも可能でしたが、その後非農地証明を受ける前に舗装を行い、駐車場として使用していることから、違反転用事案と捉えております。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり非農地証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（4）農地の現状変更届出について》

《報告事項（5）名取市農業委員会委員の欠員に伴う補充について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（３）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（４）「農地の現状変更届出について」、報告事項（５）「名取市農業委員会委員の欠員に伴う補充について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。また、報告事項（５）についての報告を行った。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（５）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

〔「報告事項（５）名取市農業委員会委員の欠員に伴う補充について」について、今後の欠員募集にかかる想定スケジュールの説明を行った。〕

○ 事務局（松野事務局長）

〔８月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

〔令和４年度名取市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員による視察研修の実施の見送りについての説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第１５回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後２時５５分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年7月28日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 4番 _____